

令和 7 年度宮崎県 EBPM モデル事例構築業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

令和 7 年度宮崎県 EBPM モデル事例構築業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

令和 7 年度宮崎県 EBPM モデル事例構築業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

1, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 参加資格要件

- （1） 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- （2） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- （3） この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- （4） 宮崎県の県税に未納がない者。
- （5） 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- （6） 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 公示 | 令和7年5月1日(木) |
| (2) 質問等の締切 | 令和7年5月16日(金) 午後5時 |
| (3) 企画提案書の提出締切 | 令和7年5月21日(水) 午後5時 |
| (4) 審査結果の通知 | 令和7年5月30日(金) までに |

8 企画提案競技の方法

(1) 企画提案書及び添付書類の提出

① 企画提案書の内容

仕様書を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画提案書(任意様式) : 4部(正本1部、副本3部)

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4版(一部A3版を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入する。
- ・ 正本の表紙には代表者印を押印すること。
- ・ 企画提案書の鑑文として別紙1を提出すること。
- ・ 仕様書に定める「5 業務内容」に関する統計的手法及び実施スケジュールを記載すること。
- ・ 当該業務を実施するにあたっての実施体制及び担当する者の氏名、役職、経験年数、主な実績等を記載すること。
- ・ 過去5年間に同様のEBPMモデル事例構築業務を地方公共団体から受託した実績がある場合は、地方公共団体名、金額、業務内容を記載すること。併せて、受託実績のうち直近1件に関する報告書を添付すること(HP等で公表されている場合は、URL添付で可)。
- ・ 難解な表現等は控え、図解などを活用してわかりやすい記載とすること。また、専門用語は脚注により説明を付記すること。

イ 見積書(任意様式) : 4部(正本1部、副本3部)

- ・ 仕様書に定める業務委託の内容に沿った形で積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書(別紙2) : 1部

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和7年5月21日（水）午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（2）質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙3）の提出により行うこと。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者に連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

個別に電子メールで回答する。

※ 軽微な内容を除き、電話、来課など口頭での質問には回答しない。

（3）選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最低基準点以上で、かつ最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

（4）審査の通知

令和7年5月30日（金）までに、採択・不採択にかかわらず全参加者に書面で通知する。

（5）当手続中に、次のいずれかに該当することになった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 提案書を期限までに提出しないとき。
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

(6) (5) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知する。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。なお、契約内容は別添の「業務委託契約書（案）」のとおりとする。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担 当 宮崎県総合政策部統計調査課企画分析担当（担当：鎌田、日高）
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7042
ファックス番号 0985-29-0534
メールアドレス tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp